

参考資料

- 1 指標目標の一覧
- 2 長野県食育推進計画（第1次）達成目標の進捗状
- 3 用語の解説（50音順）
- 4 食育基本法
- 5 第2次食育推進基本計画
- 6 信州の食を育む県民会議設置要綱
- 7 長野県食育推進計画策定評価委員会設置要綱
- 8 長野県食育推進計画策定評価委員会委員名簿
- 9 長野県食育推進計画（第2次）策定経過
- 10 食育推進担当窓口

1 指標・目標の一覧

目指すべき姿

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
食育に関心がある県民の割合	〈H22〉 51.5%	65%以上	県民健康・栄養調査

【未来を担う子どもの食育】

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	〈H24〉 小6 91.2% 中3 85.1%	小6 93% 中3 87%	全国学力・学習状況調査
共食が楽しいと思う児童生徒の割合	今後調査	増加	児童生徒の食に関する実態調査

【健康づくりと食育】

指 標	現 状	目標（H29）	備考（出典等）
肥満者（BMI25以上）の割合 20～69歳男性 40～69歳女性	〈H22〉 28.9% 15.1%	22% 11%	県民健康・栄養調査
やせ（BMI18.5未満）の割合 20～39歳女性	〈H22〉 25.6%	23%	県民健康・栄養調査
低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合 65歳以上男性 65歳以上女性	〈H22〉 13.9% 16.5%	現状維持	県民健康・栄養調査
しっかり噛（か）んで食べられる者の割合	今後調査	増加	長野県歯科保健実態調査
介護予防事業(二次予防事業)対象者の割合 栄養改善	〈H22〉 1.2%	0.9%	介護二次予防事業対象者把握事業
メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群の割合(40～74歳) 男性 女性	〈H22〉 52.7% 14.2%	40% 10%	県民健康・栄養調査
高血圧者・正常高値血圧の者の割合 (40～74歳) 男性 女性	〈H22〉 73.2% 45.8%	55% 35%	県民健康・栄養調査

【信州の食の理解と継承】

指 標	現 状	目 標	備 考
食文化や地域の産物を使い、時には新しい料理を作っている県民の割合	〈H23〉 53.9%	60%	県政モニター調査
食べ物を残すことをもったいないことだと思う児童生徒の割合	〈H22〉 小5 81.9% 中2 74.2%	85% 80%	児童生徒の食に関する実態調査
作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合	〈H22〉 50%	70%	県民健康・栄養調査

県民自らの取組

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
食育ボランティア数	〈H23〉 17,338人	20,000人	内閣府調査
家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする者の割合(15歳以上)	〈H22〉	80%	県民健康・栄養調査
朝食	61.2%		
夕食	74.6%		

【未来を担う子どもの食育】

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童生徒の割合	〈H22〉 小5 24.8% 中2 40.3%	小5 22% 中2 37%	児童生徒の食に関する実態調査
バランスの良い朝食を食べている児童生徒の割合	〈H22〉 小5 43.5% 中2 44.2%	小5 50% 中2 50%	児童生徒の食に関する実態調査

【健康づくりと食育】

指 標	現 状	目標（H29）	備考（出典等）
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	H25 調査予定	増加	
成人1人1日当たりの食塩摂取量	〈H22〉 11.5g	9g	県民健康・栄養調査
野菜摂取量(1人1日当たり) 成人 参考 20~49歳	〈H22〉 320g 293g	350g	県民健康・栄養調査
成人1人1日当たりの果物摂取量が100g未満の者の割合 男性 女性	〈H22〉 61.5% 44.3%	45% 35%	県民健康・栄養調査
食事バランスガイド等の利用率 成人	〈H22〉 35.7%	60%	県民健康・栄養調査
栄養成分表示がされた食品の利用者の割合 15歳以上	〈H22〉 39.6%	60%	県民健康・栄養調査
栄養成分表示を食事の適量を判断するために利用している者の割合 15歳以上	〈H22〉 22.5%	60%	県民健康・栄養調査
朝食欠食率 20歳代男性 20歳代女性 30歳代男性 30歳代女性	〈H22〉 20.3% 14.6% 16.3% 7.0%	10% (30歳代女性は増加させない)	県民健康・栄養調査
日頃よく噛（か）むこと意識している人の割合	〈H22〉 26.5%	増加	長野県歯科保健実態調査

【信州の食の理解と継承】

指 標	現 状	目 標	備 考
「おいしい信州ふーど（風土）」の認知度	〈H24〉 県内：24.3% 県外：－	県内：75% 県外：25%	県政モニター調査
1人1日あたり一般廃棄物排出量	〈H22〉 862g/人・日	800g/人・日	一般廃棄物実態調査
作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合	〈H22〉 50%	70%	県民健康・栄養調査

関係機関・団体の取組

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現 状	目標(H29)	備考(出典等)
市町村食育推進計画の策定割合	〈H24 年度末〉 49 市町村 (63.6%)	100%	内閣府調査
計画的に食育を進めている保育所の割合	〈H24〉 100%	100%	県健康福祉部調べ
計画的に食育を進めている幼稚園の割合	〈H24〉 100%	100%	総務部、教育委員会調べ
計画的に食育を進めている小・中学校の割合	〈H24〉 100%	100%	学校経営概要
食生活改善推進協議会が組織されている市町村数	〈H24〉 64 市町村	維持	健康福祉部調べ

【未来を担う子どもの食育】

指 標	現 状	目標(H29)	備考(出典等)
学校給食での県産農産物利用率	〈H23〉 42.3%	45%	農政部、教育委員会調べ

【健康づくりと食育】

指 標	現 状	目標 (H29)	備考(出典等)
食事バランスガイドや栄養成分などの表示をする飲食店の割合	〈H24〉 5.3%	5.4%以上	健康福祉部調べ
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の増加 食品企業 飲食店	〈H24〉 0 社 88 店舗	10 社 700 店舗	企業：厚生労働省(Smart LifeProject) 飲食店：県、長野市計
利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合	〈H23〉 63.8%	72%	特定給食施設等栄養管理報告
噛(か)むことを意識した健康教育の実施市町村数	〈H22〉 58 市町村	増加	健康福祉部調べ
介護予防事業二次予防事業の栄養改善に取り組む市町村数 通所型(栄養改善単独) 訪問型(栄養改善(配食支援以外))	〈H22〉 12 市町村 11 市町村	77 市町村	介護二次予防事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査

【信州の食の理解と継承】

指 標	現 状	目 標	備 考
生産者GAPに取り組むJA生産部会・農産物直売所の割合	〈H23〉 13%	39%	農政部調べ
農家レストラン数	〈H22〉 79 店	85 店	農林業センサス
市民農園数	〈H23〉 308 箇所	350 箇所	市民農園開設状況調査
学校給食での県産農産物利用率	〈H23〉 42.3%	45%	農政部、教育委員会調べ
グリーン・ツーリズム情報誌の発行	〈H23〉 20,000 部/年	20,000 部/年	農政部調べ
食べ残しを減らそう協力店登録数	〈H23〉 252 店舗	300 店舗	環境部調べ

長野県の取組

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
信州の食を育む県民会議の開催	〈H24〉 年2回	現状維持	健康福祉部調べ
信州の食を育む県民大会の開催	〈H24〉 年1回	現状維持	健康福祉部調べ
圏域ごとの地域連絡会議の開催	〈H24〉 10 圏域各年2回	現状維持	健康福祉部調べ
圏域ごとの地域フォーラムの開催	〈H24〉 10 圏域各1回	現状維持	健康福祉部調べ
「おいしい信州ふーど（風土）」 SHOP	〈H24〉 150店	800店	農政部調べ
食生活改善推進員養成講座の開催	〈H24〉 保健福祉事務所 各1コース	現状維持	健康福祉部調べ
食生活改善推進員リーダー研修会	〈H24〉 保健福祉事務所 各1コース	現状維持	健康福祉部調べ
農村生活マイスターの養成講座の開催	〈H24〉 年5回	継続	農政部調べ
県民健康・栄養調査、児童生徒の食に関する実態調査の実施	〈H24〉 概ね3年に一度 年1回	継続	健康福祉部等

【未来を担う子どもの食育】

指 標	現 状	目標(H29)	備考（出典等）
公立小・中・特別支援学校への栄養教諭の 配置数	〈H24〉 63名	120名以上	教育委員会
保育所給食担当者研修会の開催数	〈H24〉 10回	10回	健康福祉部調べ

【健康づくりと食育】

指 標	現 状	目標（H29）	備考（出典等）
健康づくりメニューの提供飲食店増加のため の研修会の開催	（新規）	実施	健康福祉部調べ
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈H23〉 10 保健福祉事務所 62回 1,000人	現状維持	健康福祉部調べ
特定給食施設等への研修会の開催 特定給食施設等への巡回指導回数	〈H23〉 10 保健福祉事務所 46回 2,336人 679件	現状維持	健康福祉部調べ
食品衛生責任者補習講習会等で食事バラン スガイドや栄養成分表示等について情報提 供	〈H23〉 23回 2,909人	現状維持	健康福祉部調べ
健康長寿ながの 県民減塩運動～今より1 g 塩を減らそう運動～	（新規）	実施	健康福祉部調べ
介護予防事業の先進事例・好事例等の情報 提供	年1回	年1回	健康福祉部調べ

【信州の食の理解と継承】

指 標	現 状	目 標	備 考
地産地消シンポジウムの開催	〈H23〉 1回／年	1回／年	農政部調べ
農産物直売所数	〈H22〉 814店	840店	農政部調べ
地域の方を講師として活用している小学校の割合（稲作り）	〈H24〉 81.6%	現状維持	学校経営概要
地域における農業体験実施団体への支援	〈H23〉 延べ17団体	延べ50団体	農政部調べ
都市農村交流人口	〈H23〉 549,210人	600,000人	農政部調べ
長野県食品衛生監視指導計画に基づく食品事業所への立入検査等の実施	毎年度計画を策定し、 実施	継続	健康福祉部調べ
小売店等への食品表示調査件数	〈H23〉 713件	720件	農政部調べ
生産者GAPに取り組むJA生産部会・農産物直売所の割合	〈H23〉 13%	39%	農政部調べ
信州の環境にやさしい農作物認証面積	〈H23〉 1,594ha	2,200ha	農政部調べ
食べ残しを減らそう協力店登録数（再掲）	〈H23〉 252店舗	300店舗	環境部調べ
信州伝統野菜の認定・支援事業の実施	〈H23〉 認定28回 料理発表2回	継続	農政部調べ
信州の味コンクールの開催	〈H23〉 50作品	継続	農政部調べ

2 長野県食育推進計画（第1次）達成目標の進捗状況

※1 H19 県民健康・栄養調査結果は、圏域ごとの標本数の偏りや、標本の年齢構成を県の実際の年齢構成に合わせる調整をしているため、既に食育推進計画や調査報告書に記載されている値とは異なる場合がある。

*評価： ☆目標達成 ○改善 △変化なし ×悪化 —判定できず

基本目標	指標	ベースライン値	H20	H21	H22	H23	H24	評価	目標値(H24)
1 未来を担う子どもの食育	毎日朝食を食べる児童生徒の割合	(H18) 小6 85.5% 中3 82.6%	(H20) 小6 89.9% 中3 84.0%	(H21) 小6 90.5% 中3 85.1%	(H22) 小6 90.0% 中3 85.5%	(H23) 小6 91.5% 中3 86.7%	(H24) 小6 91.2% 中3 87.0%	☆ ○	各学年現状より5ポイント増加
	学校給食での県産農産物利用率(食材数ベース)	(H17) 32.7%	(H20) 35.1%	(H21) 38.8%	(H22) 38.8%	(H23) 42.3%	(H24) 42.8%	☆	40%
	計画的に食育を進めている保育所・幼稚園の割合	—	(H18) 保育所 79.4%	(H21) 保育所 91.8%	(H22) 保育所 100%	(H23) 保育所 100%	(H24) 保育所 100%	☆	100%
			(H20) 幼稚園 76.2%	幼稚園 93.1%	幼稚園 100%	幼稚園 100%	幼稚園 100%	☆	
計画的に食育を進めている小・中学校の割合	—	(H20) 小学校 52.1% 中学校 50.8%	(H21) 小学校 74.9% 中学校 64.6%	(H22) 小学校 82.8% 中学校 74.6%	(H23) 小学校 94.5% 中学校 92.0%	(H24) 小学校 100% 中学校 100%	☆ ☆	100%	
2 健康長寿を実現する食育	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を認知している県民の割合	(H19) 80.4%	—	—	—	—	—	—	90%
	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合(40~74歳)	(H19) 男性 50.2%*1 女性 19.0%*1	—	—	—	(H22) 男性 52.7% 女性 14.2%	—	△ △	それぞれ10%以上減少(H20比)

基本目標	指 標	ベースライン値	H20	H21	H22	H23	H24	評価	目標値 (H24)
2 健康長寿を実現する食育	食事バランスガイド等の利用率	(H19) 13.3% ※H19は「バランスガイド」利用率、県政世論調査 (H19) 34.4%*1	—	—	—	(H22) 35.7%	—	△	60%以上
	朝食欠食者の割合(20歳代～30歳代)	(H19) 20歳代男性 22.0%*1 20歳代女性 14.9%*1 30歳代男性 12.1%*1 30歳代女性 10.8%*1	—	—	—	(H22) 20歳代男性 20.3% 20歳代女性 14.6% 30歳代男性 16.3% 30歳代女性 7.0%	—	△ △ △ △	10%
	1人1日当たりの野菜摂取量(20歳以上性年齢調整値)	(H16) 337g	(H19) 366g (368g)	—	—	(H22) — (317g)	—	×	374gを維持
	20～40歳代の1人1日当たり野菜摂取量	(H19) 285g	—	—	—	(H22) 293g	—	△	350g以上
	1人1日当たりの食塩摂取量(20歳以上性年齢調整値)	(H16) 11.4g	(H19) 11.2g (11.7g)	—	—	(H22) — (11.4g)	—	△	10g未満
	家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする人の割合<朝食・夕食>	(H19) 朝食 66.0%*1 夕食 77.7%*1	—	—	—	(H22) 朝食 61.2% 夕食 74.6%	—	× △	80%以上
3 信州の食の理解と継承	学校給食への県産食材供給組織数	(H17) 103	(H19) 145	(H20) 191	(H21) 235	(H22) 235	(H23) 245	☆	128
	都市農村交流人口	(H17) 514,000人	(H19) 531,161人	(H20) 539,577人	(H21) 545,287人	(H22) 546,544人	(H23) 549,210人	☆	540,000人

基本目標	指 標	ベース ライン値	H20	H21	H22	H23	H24	評価	目標値 (H24)
3 信州の食の理解と継承	教育ファームをはじめとした農業体験の取組がなされている市町村の割合	—	(H20) 100%	—	—	—	—	☆	100%
	食の安全・安心モニター数	(H19) 143名	(H20) 137名	—	(H22) 162名	(H23.12) 194名	(H24.12) 143名	○	200名
	信州伝統野菜認定数	(H17) 0品	(H20) 30品	(H21) 34品	(H22) 35品	(H23) 36品	(H24) 37品	☆	30品
4 信州の食を育む環境づくり	食育ボランティア数	(H18) 6,165人	(H20) 7,225人	(H21) 8,692人	(H22) 15,770人	(H23) 17,338人	—	☆	10,000人
	(再)計画的に食育を進めている保育所・幼稚園の割合	—	保育所 (H18) 79.4%	(H21) 保育所 91.8%	(H22) 保育所 100%	(H23) 保育所 100%	(H24) 保育所 100%	☆	100%
			幼稚園 (H20) 76.2%	幼稚園 93.1%	幼稚園 100%	幼稚園 100%	幼稚園 100%	☆	
	(再)計画的に食育を進めている小・中学校の割合	—	(H20) 小学校 52.1%	(H21) 小学校 74.9%	(H22) 小学校 82.8%	(H23) 小学校 94.5%	(H24) 小学校 100%	☆	100%
			中学校 50.8%	中学校 64.6%	中学校 74.6%	中学校 92.0%	中学校 100%	☆	
食育に関心を持っている県民の割合	(H19) 78.2% ※県政世論調査	—	—	—	(H22) 51.5% ※県民健康・栄養調査	—	—	—	90%
市町村食育推進計画の策定割合	(H18) 2.5%	(H20) 13.6%	(H21) 29.5%	(H22) 32.5%	(H23) 49.3%	(H24年度末) 63.6% (予定)	☆	50%以上	

◇ 達成状況、評価

基本目標	指標数	目標達成 ☆	改善 ○	変化なし △	悪化 ×	判定できず —
1 未来を担う子どもの食育	7	6	1			
2 健康長寿を実現する食育	13			10	2	1
3 信州の食の理解と継承	5	4	1			
4 信州の食を育む環境づくり	7	6	1			1
合 計	32	16 (50.0%)	3 (3.1%)	10 (31.2%)	2 (6.3%)	2 (6.3%)

3 用語の解説 (50音順)

【あ行】

●栄養教諭

学校教育法(平成17年4月施行)で「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」と規定された教員で、学校給食の管理とそれを活用した食に関する指導を同時に行う。具体的な職務内容は、「食に関する指導の教職員間、家庭や地域との連携・調整」、「個別的な相談指導」、「教科等における指導」、「学校給食の管理」を行うこととされている。

【か行】

●家庭の日

県及び青少年育成県民会議では、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、「家庭そろって食事をともにし、団らんの機会を作る」よう呼びかけています。

●環境にやさしい農業(農産物)

堆肥などによる土づくりを行い、化学肥料や化学合成農薬の使用を抑制することにより、環境への負荷を軽減した持続可能な農業(その生産方式により生産された農産物)

●管理栄養士

栄養士の資格を持ち、栄養士として厚生労働省令で定める施設において栄養士養成施設の修業年限に応じて一定の実務経験を経た者で、栄養士法第5条の2に基づいて実施される管理栄養士国家試験に合格した者。

●郷土料理や伝統食

南北に長い県土や四季の変化に富んだ自然環境のもと、県内各地にある地域の歴史や特色を活かした料理郷土食の例)おやき、ニラせんべい、やしょうま、笹ずし、おなっとう、ススキ漬け、五平餅など

●GAP:(Good Agricultural Practiceの略)

食品安全や環境保全、労働安全を目的として、農業生産段階において①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、③記録を点検・評価して改善点を見出し、④次回の作付けに活用する、という一連の工程管理のこと。

●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山村地域において、自然、文化、農林業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。産直等農産物の販売から、ふるさと祭り等のイベント、市民農園、田植え・稲刈り作業等への参加による農業・農村体験まで、広く都市農村交流一般をさす用語としても使われている。

【さ行】

●JAS法

正式名称「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」。この法律により、一般消費者向けに販売される全ての飲食物品に、名称や原産地などの品質表示が義務づけられている。

●信州伝統野菜

伝統野菜の保存と継承を目的として、信州の食文化を支える行事食・郷土食の素材として伝承されている野菜を認定する制度

●食育の日

国の食育推進基本計画では、毎月19日を「食育の日」と定め、「少なくとも週1日は家族そろって楽しく食卓を囲むこと」を呼びかけています。

●食に関する指導

平成19年3月文部科学省作成の「食に関する指導の手引き」において6つの目標が掲げられ、学校教育全体で食育の指導を行っていくことが期待されている。

●「食」を営む力

平成16年2月厚生労働省作成の「食を通じた子どもの健全育成(一いわゆる食育の視点から一のあり方に関する報告書)」において「食を営む力」は授乳期から思春期までの発育・発達過程に応じて「心と身体の健康」「人との関り」「食のスキル」「食文化と環境」を育むことにより形成されるとされている。

●食育ボランティア

食育の推進にあたって、地域に密着した活動を行うボランティア。食生活改善推進員や農村女性団体(農村女性ネットワークながの、長野県農村生活マイスター協会、JA長野県女性協議会等)の会員など、伝統的な食文化や郷土食の作り方、日本型食生活、地産地消など「食」に関する知識と経験を持ち、学校や地域での食育活動を、熱意を持って先進的に展開している方。

●専門調理師

調理師の資格を持ち、一定の実務経験を経た者で、調理師法の第8条の3に基づいて実施される調理技術審査に合格した者。

【た行】

●都市農村交流人口

都市農村交流施設の利用者数や市町村・地域で実施されたイベント等の都市農村交流活動に参加した人数。

【な行】

●農家レストラン

自家栽培の野菜や地域の食材を活かして、自ら調理をし、農村ならではの料理を提供する農業者が経営するレストラン。

【ら行】

●リスクコミュニケーション

食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

4 食育基本法

食育基本法(平成十七年法律第六十三号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二一年六月五日法律第四九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

理由

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

5 第2次食育推進基本計画の概要

- 食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)が作成
- 平成18年3月に最初の計画を策定(平成18年度から22年度まで)、今回は平成23年度から27年度までの5年間について定める。

○新しい計画のポイント(前計画との主な違い)

- (コンセプト)「周知」から「実践」へ
- 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」掲げる。
 - ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
 - ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
 - ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

○新しい計画の概要(下線部は新規部分)

【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題 (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
2. 基本的な取組方針 (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (2)食に関する感謝の念と理解 (3)食育推進運動の展開 (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

【第2 食育の推進の目標に関する事項】(目標値:平成27年度までの達成を目指すもの)

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加 《現状値》70.5%⇒《目標値》90%以上
- (2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《現状値》朝食＋夕食＝週平均9回⇒10回以上
- (3)朝食を欠食する国民の割合の減少 《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7%⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下
- (4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加 《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上
- (5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 《現状値》50.2%⇒60%以上
- (6)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している 国民の割合の増加 《現状値》41.5%⇒《目標値》50%以上
- (7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加 《現状値》70.2%⇒80%以上
- (8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加 《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上
- (9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 《現状値》27%⇒《目標値》30%以上
- (10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 《現状値》37.4%⇒90%以上
- (11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加 《現状値》40%⇒100%

【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進 2. 学校、保育所等における食育の推進 3. 地域における食育の推進(「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加) 4. 食育推進運動の展開 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等(「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加)
6. 食文化の継承のための活動への支援等 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進(「世代区分等に応じた国民の取組の提示(「食育ガイド」(仮称)の作成・公表)」の記述を追加)

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協力の強化 2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進(「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加) 3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 5. 基本計画の見直し

6 信州の食を育む県民会議設置要綱

(目的)

第1 長野県食育推進計画に基づく本県における食育の施策に関し、幅広い機関・団体や県民の参画を得て、多面的、持続的な食育実践活動を展開するため、信州の食を育む県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(定義)

第2 本要綱で「食育」とは、健康、教育、農業をはじめとする産業、伝統・文化等の視点を幅広く含む「食」の大切さを様々な経験を通じて認識し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる豊かな人間を育むことをいう。

(所管事務)

第3 県民会議は、食育の推進に関する次の事項を協議する。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進目標に関する事項
- (3) 子どもから高齢者までの健全な食生活の実現を図るための普及・啓発に関する事項
- (4) 地域の食文化の伝承、望ましい食習慣、食の安全、地産地消等食育に関する情報の提供・交換に関する事項
- (5) 食育の推進のための地域、関係機関・団体における取組及び連携に関する事項
- (6) その他食育の推進のために必要な事項

(組織)

第4 県民会議は、別表1の機関・団体及び有識者で構成する。

- 2 会長、副会長及び委員を置く。
- 3 会長は、知事を持って充てる。
- 4 副会長は、構成員の中から若干名置く。

(会議)

第5 会議は会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名されたものがその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、県民会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6 県民会議の運営を円滑に進めるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の県庁食育関係課で構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉部健康長寿課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7 県民会議の事務局は健康福祉部健康長寿課に置き、農政部農業政策課、教育委員会保健厚生課との分担と連携により運営する。

(地域連絡会議)

第8 県民に身近なところで食育の関係機関・団体が、連携して食育に取り組むため、各圏域に次のとおり地域連絡会議を設置する。

- (1) 地域連絡会議は、県民会議構成員の所属する組織の支部の他、地域において食育推進に係る関係者で構成する。
- (2) 地域連絡会議は、保健福祉事務所長が招集し、主宰する。
- (3) 地域連絡会議では、県民会議の方針を踏まえ、地域の実践活動が活発化するための具体的な方策を検討する。
- (4) 地域連絡会議の事務局は、保健福祉事務所健康づくり支援課内に置き、地方事務所農政課、農業改良普及センター、教育事務所との分担と連携により運営する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、連絡会儀の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

(別表1 信州の食を育む県民会議構成団体)

構成団体名			
医療・保健等 関係	(社)長野県医師会	流通消費者 関係	長野県スーパーマーケット連絡会
	(社)長野県歯科医師会		長野県生活協同組合連合会
	(公社)長野県栄養士会		長野県消費者の会連絡会
	(社)長野県調理師会		長野県食生活改善推進協議会
	(社)長野県食品衛生協会		
保育所・幼稚園・学校等関係	長野県小学校長会	農業関係	長野県農業会議
	長野県中学校長会		長野県農業協同組合中央会
	長野県高等学校長会		農村女性ネットワークながの
	長野県保育園連盟		長野県農村生活マイスター協会
	(社)長野県私立幼稚園協会		長野県農村文化協会
	長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会	市町村	関東農政局長野地域センター
	長野県P T A連合会		長野県市長会
	(財)長野県学校給食会		長野県町村会
		県	長野県市町村教育委員会連絡協議会
			長野県教育委員会
		長野県	

(別表2 幹事会)

構成課・職名	
企画部 企画課長	商工労働部 産業政策課長
企画部 生活文化課 消費生活室長	農政部 農業政策課長
総務部 情報公開・私学課長	農政部 農業政策課 農産物マーケティング室長
健康福祉部 健康福祉政策課長	農政部 農業技術課長
健康福祉部 こども・家庭課長	農政部 農村振興課長
健康福祉部 健康長寿課長 (事務局)	林務部 信州の木振興課長
健康福祉部 食品・生活衛生課長	教育委員会事務局 教学指導課長
環境部 環境政策課長	教育委員会事務局 保健厚生課長

7 長野県食育推進計画策定評価委員会設置要綱

(目的)

第1 県民が「食」を通じて生涯にわたって心身の健康の増進を図ると共に、豊かな人間性を育み、食育を県民運動として展開するための方向性や施策を明らかにした、長野県食育推進計画(以下「計画」という。)の評価及び新たな計画の策定を行うため、「長野県食育推進計画」策定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 会議は、次の事項を協議、検討するものとする。

- (1) 計画の評価に関すること。
- (2) 新たな計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、食育の推進に係る団体、学識経験者、住民の代表及び行政関係者等から組織する。

(任期)

第4 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長)

第5 会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第7 会議の事務を処理するため、事務局を健康福祉部健康長寿課に置く。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成24年6月13日から適用する。

8 長野県食育推進計画策定評価委員会委員名簿

区 分	氏 名	団 体 名
医療・保健等関係	岡田 啓治	(社)長野県医師会
	園原 規子	(公社)長野県栄養士会
	山越 信治	(社)長野県調理師会
	和田 啓子	(社)長野県食品衛生協会
保育所・幼稚園・ 学校等関係	山口 敏男	長野県小学校長会
	藤岡 陽子	長野県保育園連盟
	竹内 佳代子	長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会
農業関係	浦野 邦衛	長野県農業協同組合中央会
	塚原 勝代	農村女性ネットワークながの
地域活動	六波羅 弘美	長野県食生活改善推進協議会
市町村	金子 由美子	中野市
有識者	廣田 直子	松本大学人間健康学部健康栄養学科
公募委員	宇原 宣雄	
	等々力憲一	

9 長野県食育推進計画(第2次)策定経過

(1) 長野県食育推進計画策定評価委員会

開催日	主な会議内容
① 平成24年7月30日	一次計画の評価について、食育推進にあたっての課題について
② 平成24年11月21日	「長野県食育推進計画(第2次)」(素案)について
③ 平成25年2月19日	「長野県食育推進計画(第2次)」(計画案)について

(2) パブリックコメントの実施(平成24年12月25日～平成25年1月25日)

意見等の提出数 30件

(3) 部局長会議(平成25年3月26日)

「長野県食育推進計画」(第2次)を決定。

10 食育推進担当窓口

●信州の食を育む県民会議事務局

担当課名（県庁内）	電話・FAX	電子メール・ホームページアドレス
健康福祉部健康長寿課	TEL 026-235-7116 FAX 026-235-7170	Eメール kenko-choju@pref.nagano.lg.jp ホームページ http://www.pref.nagano.jp/eisei/hokenyob/kenzo/syokuiku/main.htm
農政部農業政策課	TEL 026-235-7213 FAX 026-235-7393	Eメール nosei@pref.nagano.lg.jp ホームページ http://www.pref.nagano.jp/nousei/nousei/kashokai.htm
教育委員会保健厚生課	TEL 026-235-7444 FAX 026-234-5169	Eメール hokenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/hokenkou/kashokai.htm

●地域食育推進連絡会事務局

事務局	電話・FAX	電子メール
佐久保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0267-63-3163 FAX 0267-63-3221	Eメール sakuho-kenko@pref.nagano.lg.jp
上田保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0268-25-7148 FAX 0268-23-1973	Eメール uedaho-kenko@pref.nagano.lg.jp
諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0266-57-2926 FAX 0266-57-2953	Eメール suwaho-kenko@pref.nagano.lg.jp
伊那保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0265-76-6836 FAX 0265-76-7033	Eメール inaho-kenko@pref.nagano.lg.jp
飯田保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0265-53-0443 FAX 0265-53-0469	Eメール iidaho-kenko@pref.nagano.lg.jp
木曽保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0264-25-2232 FAX 0264-24-2276	Eメール kisocho-kenko@pref.nagano.lg.jp
松本保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0263-40-1938 FAX 0263-47-9293	Eメール matsuho-kenko@pref.nagano.lg.jp
大町保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0261-23-6526 FAX 0261-23-2266	Eメール omachiho-kenko@pref.nagano.lg.jp
長野保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 026-223-2131 FAX 026-223-7669	Eメール nagaho-kenko@pref.nagano.lg.jp
北信保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0269-62-6311 FAX 0269-62-6036	Eメール hokuho-kenko@pref.nagano.lg.jp

●国の関係省庁窓口一覧

府省庁名等	電話・FAX	ホームページアドレス
関東農政局長野地域センター 消費・安全グループ	TEL 026-233-2991 FAX 026-235-1657	http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/hiroba.html
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付食育推進室	TEL 03-3581-1189	http://www8.cao.go.jp/syokuiku/index.html
内閣府 食品安全委員会事務局	TEL 03-6234-1166	http://www.fsc.go.jp/
文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課	TEL 03-5253-4111(代表)	http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm
厚生労働省 健康局がん対策・健康増進課	TEL 03-5253-1111	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyoku04/index.html
農林水産省 消費・安全局消費者情報官付	TEL 03-3502-5723	http://www.maff.go.jp/j/shokuiku/index.html